

一般社団法人理学療法科学学会

定款細則

第1章 特別職

第1条 特別職として、名誉会長、名誉会員、顧問、相談役を置くことができる。

第2条 特別職は会費を免除する。

第3条 特別職の選出などに関する件は、別に定める。

第2章 評議員選任の基準

第1条 理学療法科学において相当な経験を有し、本会に貢献しているもの。

第2条 評議員が推薦し、理事会で承認したもの

第3章 年会費

第1条 定款第11条第1項に定められている会費は次のとおりとする。

(1)正会員及び一般会費 年額 5,000円

(2)賛助会員 年額 10,000円以上

第2条 団体で入会し、学会で認定した場合は、5年間で20000円とすることができる。

第3条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第4章 各部委員会

第1条 下記の局、部、委員会を設けることができる

(1)事務局：事務部

(2)学術局：学術研修研究部、編集委員会、研究倫理委員会

(3)社会局：健康増進部、国際協力部

第2条 部長・委員長および部員・委員は、会長が委嘱する。

第3条 部長・委員長および部員・委員の任期は2年とする。再任は妨げない。

第5章 総会

第1条 総会は評議員会をもってかね、同時開催することができる。

附則

- 1 この細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 本細則は、平成19年4月20日より施行する。
- 3 本細則は、平成20年4月19日一部改正により施行する。
- 4 本細則は、平成21年4月18日一部改正により施行する
- 5 本細則は、平成22年4月17日一部改正により施行する